

資料4

環境影響評価項目等の考え方について

(1) 環境影響評価項目及び環境配慮項目について

現条例では、予測評価を行う「環境影響評価項目」の他に、評価の手法が確立されていないが配慮を要する項目、及び地球環境保全の見地から配慮を要する項目として「環境影響配慮項目」を規定している。環境影響配慮項目は、環境影響評価制度の条例化の際に、「定量的な予測・評価が困難なものについては、環境への影響を極力低減させるよう事業者に配慮を求めることが必要」との考えにより導入された。

具体的な項目は技術指針で規定され、環境影響評価項目については、環境影響評価法では対象としていない風害や文化財についても対象としている。環境影響配慮項目については、電磁界や有害化学物質などを地域環境影響項目として、オゾン層破壊物質、温室効果ガス、熱帯木材の使用を地球環境影響配慮項目として規定している。

また、環境アセスメントの前段階の手續きとして行っている事業調整制度では、開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮を示した「環境管理計画(環境配慮指針編)」に基づき、事業者に対し環境配慮の依頼を行っているが、その中には、環境影響評価には規定されていない項目もある。

図4-1 環境影響評価制度の環境影響評価項目及び環境影響配慮項目等

項目	法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	指針 <sup>3)</sup>	項目	法	条例	指針
大気汚染	●	評	◎	地域社会	●	評	◎
水質汚濁	●	評	◎	景観	●	評	◎
土壌汚染	●	評	◎	文化財		評	◎
騒音	●	評	◎	安全		評	◎
振動	●	評	◎	電磁界		配慮	◎
地盤沈下	●	評	◎	有害化学物質		配慮	◎
悪臭	●	評	◎	光害		配慮	◎
低周波音		評	◎	バイオハザード		配慮	◎
電波障害		評	◎	自然災害による二次災害		配慮	
日照障害		評	◎	オゾン層破壊物質		配慮	◎
風害		評	◎	温室効果物質	●	配慮	◎
廃棄物・発生土	●	評	◎	熱帯木材の使用		配慮	◎
水象	●	評	◎	省資源・省エネルギー			◎
地形・地質	●	評		ヒートアイランド			◎
植物・動物	●	評	◎				

※ 条例の対象項目を基に作成した都合上、法等の項目の名称とは必ずしも一致していない。

1) ●：環境影響評価法の評価項目 2) [評]：条例の環境影響評価項目、[配慮]：条例の環境影響配慮項目 3) ◎：横浜市環境管理計画(環境配慮指針編)の配慮項目(配慮事項に示されるもの含む)

## (2) 他の自治体の状況

横浜市以外にも、川崎市や大阪市などいくつかの自治体では、環境影響評価項目以外に環境影響配慮項目の規定を設けている。近年問題となっているヒートアイランド現象を配慮項目に規定している自治体もある。

温室効果ガスについては、横浜市では配慮項目としているが、他の自治体では評価項目に位置づけている。

## (3) 見直しの考え方

環境影響評価項目および環境影響配慮項目については、技術的進展や他法令等による規定、社会情勢等の変化を踏まえ、それぞれの位置づけや必要性、新たな項目の設定等について検討を行う必要がある。

また、環境影響評価制度の条例化以降、脱温暖化に向けて、温室効果ガス排出量の大幅な削減が一層求められるようになってきている。横浜市では、平成 18 年に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を、平成 20 年には「横浜市温暖化行動方針 (CO-DO30)」、平成 21 年には「CO-DO30 ロードマップ／環境モデル都市アクションプラン」を策定し、様々な取組を精力的に進めているところである。温室効果ガスの予測手法については十分に確立されていない面もあるが、温室効果ガスの削減は市民や事業者など全ての主体が協働して取り組むべき重要な課題であることを踏まえると、環境アセスメントの手続きの中でも、最新の知見等に基づいて、適切な環境保全措置が講じられるようにすべきと考える。

なお、項目の見直しにあたっては、環境管理計画との整合を図ることが望ましいが、現在環境管理計画改定のための検討が行われており、十分に調整を図る必要がある。